



# 島根県報

平成19年 2月23日 (金)  
号外第 7 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 条 例

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	2
島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	( " )	3
議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	( " )	3
しまね食と農の県民条例	( " )	4

### 公布された条例等のあらまし

#### 島根県議会委員会条例の一部を改正する条例 (条例第 1 号)

##### 1 条例の概要

- (1) 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い病院局が置かれるので、当該病院局の所管に関する事項を文教厚生委員会の所管とすることとした。(第 2 条第 2 号関係)
- (2) 議員定数が削減されることに伴い、農水商工委員会及び建設環境委員会の委員定数をそれぞれ 1 名減ずることとした。(第 2 条第 3 号・第 4 号関係)
- (3) 常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を、閉会中においては議長ができることとした。(第 5 条第 1 項関係)
- (4) 常任委員の所属の変更を、閉会中においては議長ができることとした。(第 5 条第 2 項関係)
- (5) 議会運営委員及び特別委員の辞任の許可を、閉会中においては議長ができることとした。(第 6 条第 1 項関係)
- (6) 議長は、(3)、(4)及び(5)の措置をしたときは、その旨を次の議会に報告しなければならないこととした。(第 6 条第 2 項関係)

##### 2 施行期日

1 の(1)については平成19年 4 月 1 日から、1 の(2)についてはこの条例の公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される議員の任期の初日から、その他の改正規定については公布の日から施行することとした。

#### 島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 2 号)

##### 1 条例の概要

- (1) 収支報告書への領収書等の写しの添付 (第10条第 4 項関係)  
1 件 3 万円以上のすべての支出について義務づけ
- (2) 閲覧における情報の保護 (第13条第 3 項関係)  
収支報告書等の閲覧において島根県情報公開条例に規定する個人情報等非公開情報が記載されている場合の当該情報の保護

##### 2 施行期日等

- (1) 平成19年 5 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例による改正後の島根県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費につい

ては、なお従前の例によることとした。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第3号)

1 条例の概要

議員報酬の減額期間を平成20年3月31日まで1年間延長することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

しまね食と農の県民条例(条例第4号)

1 条例の概要

- (1) 農業及び農村の振興を推進するため基本理念を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 県の責務及び役割、農業者の役割、農業団体の役割、食品関連事業者の役割及び県民の役割を定めることとした。(第3条-第7条関係)
- (3) 農業及び農村に関する県民の理解の促進に関する施策の実施について定めることとした。(第9条関係)
- (4) 安全及び安心等の消費者の需要の動向に即した農畜産物の生産及び供給に関する施策の実施について定めることとした。(第10条関係)
- (5) 担い手の確保及び育成に関する施策の実施について定めることとした。(第11条関係)
- (6) 耕作放棄地の発生防止等の農地の適正な保全に関する施策の実施について定めることとした。(第12条関係)
- (7) 環境と調和した農業の推進に関する施策の実施について定めることとした。(第13条関係)
- (8) 農業生産基盤の整備及び生活環境の整備に関する施策の実施について定めることとした。(第14条関係)
- (9) 基本計画の策定について定めることとした。(第15条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

条 例

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第1号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例(昭和34年島根県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「健康福祉部」の次に「、病院局」を加え、同条第3号及び第4号中「10人」を「9人」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第5条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

#### 附 則

この条例中第 5 条及び第 6 条の改正規定は公布の日から、第 2 条第 2 号の改正規定は平成19年 4 月 1 日から、同条第 3 号及び第 4 号の改正規定はこの条例の公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される議員の任期の初日から施行する。

---

島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第 2 号

島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県政務調査費の交付に関する条例（平成13年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 会派の代表者及び議員は、前 3 項の規定により収支報告書を提出するときは、1 件 3 万円以上のすべての支出について、領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。
- 5 前項の場合において、領収書等を取ることが困難な場合には、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる。

第13条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第 1 項中「収支報告書」の次に「、領収書等の写し及び支払証明書（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第 2 項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第 7 条の非公開情報を除いたものを閲覧に供するものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

---

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第 3 号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

しまね食と農の県民条例をここに公布する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄田信義

#### 島根県条例第4号

##### しまね食と農の県民条例

農業及び農村は、県民の生活に欠くことのできない安全な食料の安定的な生産及び供給はもとより、県土や自然環境の保全、安らぎを醸し出す景観の創造など多面的な機能を有し、健やかで豊かな県民生活の実現や地域経済への貢献などを通して重要な役割を果たしており、県民が等しくその恩恵を享受する県民共有の財産である。

しかしながら、近年の本県の農業及び農村は、食生活の簡便化や嗜好の変化、食の安全に関する懸念、環境意識の高まりなど消費者の意識の変化や多様化への対応を求められているとともに、農畜産物の輸入の増加などによる市場競争の激化や価格の低迷、農業就業者の減少や高齢化の進行による担い手の不足、耕作放棄地の増加、鳥獣による被害の増加等の厳しい状況に置かれ、その持続的な発展の基盤が揺らいでいる状況にある。

一方で、全国でも有数の規模を持つ大規模畜産経営体や多くの集落営農組織が育つとともに、減化学肥料栽培、減農薬栽培、有機栽培等による安全で安心な農畜産物の生産及び供給の拡大、地産地消の気運の醸成、首都圏を始めとする各都市での販路の拡大及び認知度の向上等の本県の農業及び農村の振興の今後の方向性を示す取組も見られる。

これらの現状を踏まえ、県民の貴重な財産である農業及び農村を健全な姿で次世代に継承していくためには、県民一人一人に信頼され愛されるしまねの農業及び農村づくりに向けて、県民に対し農業及び農村の果たす役割について理解を深めるための取組を進めるとともに、安全で安心な農畜産物の生産及び供給、魅力ある産業としての農業の確立、環境と調和した農業生産活動の推進が一層求められていることから、生産から消費までの各段階において、県はもとより、農業者、農業団体、食品関連事業者、消費者等がそれぞれの役割を的確に果たすことが重要である。

そこで、県民の健やかで豊かな暮らしの根幹である食、環境などを支える農業及び農村の持続的な発展を県民と一体となって推進するために、ここにこの条例を制定する。

##### (目的)

第1条 この条例は、県民生活において食、環境等の面で農業及び農村が果たす役割の重要性にかんがみ、本県の農業及び農村を県民が等しくその恩恵を享受する県民共有の財産と位置付け、その振興について、基本理念及びその達成に向けた施策の基本となる事項を定めるとともに、県、農業者、農業団体等の役割を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の農業及び農村の持続的な発展並びに県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第2条 農業及び農村の振興は、次に掲げる事項が推進されることを基本理念(以下「基本理念」という。)として行われなければならない。

- (1) 安全で良質な農畜産物の安定的な生産及び供給を通じて、消費者の豊かな食生活の確保及び消費者と生産者の信頼関係の構築を図るとともに、農業及び農村の果たす役割について県民の理解が深められること。
- (2) 農業の担い手及び農業生産基盤(農地、農業用排水施設その他の農業生産の基盤をいう。以下同じ。)が確保されるとともに、地域の特性を生かした安定的な農業経営が確立されることにより、将来にわたり自立した農業が持続的に営まれること。
- (3) 環境と調和のとれた農業生産活動が行われることにより、環境への負荷が可能な限り低減されること。
- (4) 農業及び農村がはぐくんできた、水源の涵養、潤いと安らぎを醸し出す景観の形成、自然環境の保全、文化の継承等の多面的な機能が将来にわたって十分に発揮されること。

##### (県の責務及び役割)

第3条 県は、基本理念に基づき施策を策定し、国、市町村、農業者、農業団体、食品関連事業者(食品の製造、加工、

流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者をいう。以下同じ。)及び県民と連携を図りながら、施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が地域の特性を生かした農業及び農村の振興に関する施策を基本理念に即して実施する場合には、当該市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(農業者の役割)

第4条 農業者は、消費者の求める安全で良質な農畜産物の生産及び供給、環境との調和に配慮した農法の導入、農業生産基盤の維持保全、農村の文化の継承等の取組を通じて、活力ある農村づくりに努めるものとする。

2 農業者は、消費者への食の安全及び安心に関する情報発信、消費者との交流等を通じて、農業及び農村が消費者からの信頼を得るとともに愛着を持たれるものとなるよう努めるものとする。

(農業団体の役割)

第5条 農業団体は、基本理念に基づき農業者及び生産組織(農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等をいう。以下同じ。)に対して積極的な支援を行うとともに、基本理念の実現に向けて食品関連事業者及び消費者との連携に取り組むものとする。

2 農業団体は、新たな販路の開拓、有利販売(農畜産物の有する安全性、味等の特徴を生かした宣伝活動により、他の産地との差別化を図り、有利な取引を進めることをいう。)等の流通に関する取組を主体的に行うものとする。

(食品関連事業者の役割)

第6条 食品関連事業者は、消費者に対し、当該食品関連事業者が取り扱う農畜産物に係る生産地、生産方法等の情報を提供し、及び安全で良質な食品を供給すること並びに県内産の農畜産物を利用することを積極的に行うことにより、農業及び農村の振興への協力を努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、県内産の農畜産物及びこれを原材料とする食品の消費、都市と農村の交流活動への参加等を通じて、農業及び農村が食、環境等に果たしている役割について理解を深めるよう努めるものとする。

(施策の実施)

第8条 県は、基本理念を達成するため、次条から第14条までに掲げる施策の実施に努めるものとする。

(農業及び農村に関する県民の理解の促進)

第9条 県は、農業及び農村の果たす役割に関する県民の理解の促進を図るため、地産地消(県内産の農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。)の推進、食育の推進、食文化の維持保存、自然環境の保全等の県民と一体となって取り組む施策の実施に努めるものとする。

(安全及び安心等の消費者の需要の動向に即した農畜産物の生産及び供給)

第10条 県は、安全及び安心、高品質等の消費者の需要の動向に即した農畜産物の生産及び供給の推進並びに県内産の農畜産物に係る付加価値の向上及び銘柄の確立による販売力の強化を図るため、地域における生産者、加工業者及び販売業者の連携によるこれらの取組に対する支援その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

(担い手の確保及び育成)

第11条 県は、農業の担い手の確保及び育成を図るため、意欲のある農業者、集落営農組織(集落を基礎とした農業者の生産組織をいう。)、新たに農業に就業しようとする者等に対し、農業の技術の習得及び向上、経営管理能力の向上、経営の法人化等に必要の施策の実施に努めるものとする。

(耕作放棄地の発生防止等の農地の適正な保全)

第12条 県は、農地の適正な保全を図るため、地域の特性に応じて、優良な農地の確保、農地の効率的な利用の促進、耕作放棄地の発生防止及び解消等に必要の施策の実施に努めるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第13条 県は、環境との調和に配慮した農業の推進を図るため、減化学肥料栽培、減農薬栽培及び有機栽培による農法の普及、耕畜連携(米、野菜等を生産する農家と有畜農家が連携し、稲わら<sup>たい</sup>等の資源を相互に有効活用することにより廃棄物を低減する取組をいう。)の支援その他の農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在

する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)の維持増進に関する施策の実施に努めるものとする。

( 農業生産基盤の整備及び生活環境の整備 )

第14条 県は、農業の生産性の向上並びに農業及び農村の有する多面的な機能の維持保全を図るため、農業生産基盤の計画的な整備、地域が一体となって取り組む農業生産基盤の保全及び有効活用、生活環境の整備その他の快適で魅力ある農村づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

( 基本計画の策定 )

第15条 知事は、第 9 条から前条までに規定する施策を総合的かつ計画的に実施するため、施策の主要な目標及び具体的内容について、基本的な計画を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。